

北薩広域行政事務組合最低制限価格制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第2項(同令第167条の13において準用する場合を含む。)の規定に基づき、最低制限価格を設けることに関し必要な基準を定めるものとする。

(最低制限価格を設けることができる契約)

第2条 最低制限価格を設けることができる契約は、次に掲げる業務に係る契約で競争入札の方法により落札者を決定するものとする。

- (1) 清掃業務
- (2) 建設工事並びに建設工事に係る測量、建築関係の建設コンサルタント、土木関係の建設コンサルタント、地質調査及び補償関係コンサルタントの業務で、契約予定金額が200万円以上のもの
- (3) その他理事長が必要と認めた業務

(最低制限価格の設定)

第3条 最低制限価格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第1号に規定する業務 予定価格に10分の7(当該割合が適当でないとき理事長が認めるときは、10分の7から10分の9までの範囲内で理事長が定める割合)を乗じて得た額
- (2) 前条第2号に規定する建設工事 次に掲げる額の合計額(当該合計額が予定価格の10分の9.2を超える場合にあっては予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格の10分の7.5に満たない場合にあっては予定価格に10分の7.5を乗じて得た額)に、100分の110を乗じて得た額とする。
 - ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
 - イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
 - ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
 - エ 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額
- (3) 前条第2号に規定する建設工事に係る業務 次の表の業種区分の欄に掲

げる業務の種類ごとに、予定価格の算出の基礎となった同表1の欄から4の欄までに掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額とする。ただし、建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務の場合において当該合計額が予定価格の10分の8を超えるときは予定価格に10分の8を乗じて得た額とし、予定価格の10分の6に満たないときは予定価格に10分の6を乗じて得た額とし、測量業務において当該合計額が予定価格の10分の8.2を超える場合にあつては予定価格に8.2を乗じて得た額とし、予定価格の10分の6に満たない場合にあつては予定価格に10分の6を乗じて得た額とし、地質調査業務において当該合計額が予定価格の10分の8.5を超える場合にあつては予定価格に10分の8.5を乗じて得た額とし、予定価格の3分の2に満たない場合にあつては予定価格に3分の2を乗じて得た額とする。

業種区分	1	2	3	4
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額

- (4) 前条第3号に規定する業務 業務の種類に応じ、北薩広域行政事務組合建設工事等及び物品調達等入札者指名のための資格者推薦委員会規程（平成14年北薩広域行政事務組合訓令第4号）第1条に規定する北薩広域行政事務組合建設工事等及び物品調達等入札者指名のための資格者推薦委員会の審議を踏まえ、履行の難易、履行期間の長短、類例価格等を考慮して適正に設

定するものとする。

(その他)

第4条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年5月10日から施行する。

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

この告示は、令和2年7月1日から施行する。